

仕様書

令和7年3月

法務省矯正局

仕 様 書

本仕様書は、矯正施設における物品販売等の運営事業に関する仕様を定めたものである。

1 件名

矯正施設における物品販売等の運営事業

2 定義

本仕様書で使用する文言については、以下のとおり定義する。

(1) 自弁物品

自弁物品とは、被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令（平成19年法務省矯成訓第3339号大臣訓令）、在院者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令（平成27年法務省矯少訓第16号大臣訓令）及び在所者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令（平成27年法務省矯少訓第17号大臣訓令）に規定する物品であり、かつ、被収容者（以下、刑事施設の被収容者のほか在院者及び在所者を含む。）が事業者から購入しようとする物品をいう。

なお、この自弁物品には、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第41条第1項第4号、少年院法（平成26年法律第58号）第61条第4号及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第42条第1項第4号に掲げる嗜好品並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第42条第1項各号、少年院法第62条第1項各号及び少年鑑別所法第43条第1項各号に掲げる物品（眼鏡その他の補正器具等）を含むため、留意すること。

(2) 自弁物品等

自弁物品等とは、上記2（1）の自弁物品のほか、被収容者が事業者から購入しようとする書籍及び雑誌（以下「書籍等」という。）をいう。

(3) 差入品

差入品とは、被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令、在院者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令及び在所者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令に規定する物品であり、かつ、差入人が事業者から購入し、被収容者に交付（差入れ）しようとする物品をいう。

なお、この差入品には、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法

律第41条第1項第4号、少年院法第61条第4号及び少年鑑別所法第42条第1項第4号に掲げる嗜好品並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第42条第1項各号、少年院法第62条第1項各号及び少年鑑別所法第43条第1項各号に掲げる物品（眼鏡その他の補正器具等）を含み、書籍等を含まないため、留意すること。

3 業務内容

利用者のニーズに適応した物品の販売及びサービスの提供

なお、具体的な業務は以下のとおりであり、（１）及び（２）は必須の業務、（３）は事業者からの提案による任意の業務として位置付けることとする。

おって、以下の業務に係る実施の是非については、各矯正施設の長と協議の上でその了承を得る必要があることから、あらかじめ留意すること。

（１）自弁物品等の販売業務

次に掲げる事業者として、被収容者に自弁物品等を販売すること。

ア 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）第21条第2号に規定する刑事施設の長が指定する事業者

イ 少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号）第43条第2号に規定する少年院の長が指定する事業者

ウ 少年鑑別所法施行規則（平成27年法務省令第31号）第32条第2号に規定する少年鑑別所の長が指定する事業者

（２）差入品の販売業務

3（１）アないしウに掲げる事業者として、差入人に対し、差入品を販売すること。

（３）その他関連業務

3（１）及び（２）に掲げるもののほか、職員等に物品を販売する「庁舎売店」の運営など、職員等向けの物品の販売及びサービスの提供に関して、事業者の提案により実施すること。

4 業務履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、同期間内に自弁物品等及び差入品の販売・納品等の依頼があった場合は、その処理の完了日までとする。

5 業務履行場所

（１）業務履行場所は、別紙1及び2の矯正施設一覧表記載のとおりである。

（２）矯正施設は、組織改編等に伴う新設、移転、名称変更、廃止、業務停止

等の可能性があるので、あらかじめ留意すること。

6 事業者が取り扱う物品

- (1) 事業者は、自弃物品等及び差入品を取り扱うものとする。ただし、多品種の物品を取りそろえる事業者の負担を鑑みて、別紙3に記載する物品の取扱いを必須としない。
- (2) 事業者は、取扱いを必須とする物品に加えて、別紙3に記載する物品のうち取扱い可能な物品があれば、提案に当たって積極的にその旨明示すること。
- (3) 事業者は、現事業者が取り扱っている別紙4に記載する物品について、おおむね全ての品名を網羅すること。ただし、取扱い困難な品名があれば、提案に当たって明示すること。
- (4) 全国の矯正施設において統一して取り扱う自弃物品（以下「全国統一取扱物品」という。）の詳細については、矯正局と協議の上定め、品名、仕様、価格、写真等を一覧化した「全国統一取扱物品リスト」を作成し、矯正局に提出すること。

また、各矯正施設の長は、「全国統一取扱物品リスト」の全部又は一部から成る施設ごとの「取扱物品リスト」を作成することから、事業者は、必要に応じて、全国統一取扱物品に係る仕様の詳細な情報を各矯正施設の長に提供するなど、「取扱物品リスト」の作成に協力すること。

- (5) 全国統一取扱物品のうち嗜好品については、常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装されたスナック菓子、ペットボトル飲料などを取り扱うこと。

また、事業者は、次の表に掲げる種類の嗜好品について、取扱い可能であれば、提案に当たってその旨明示し、各矯正施設の長と協議の上で販売しても差し支えない。

なお、任意の提案による嗜好品は、必ずしも全国の矯正施設において統一して取り扱う必要はないため、特定の地域に所在する矯正施設にのみ納品可能な場合は、提案に当たってその旨明示すること。

嗜好品の種類	物品例	備考
生菓子	和生菓子（ようかんなど）、洋生菓子（アップルパイなど）、菓子パン（ジャムパンなど）等	・保管及び配送に冷蔵を要しないもののみの取扱いでも可 ・主に刑事施設で「取扱物品リスト」に選定される可

		能性がある
果実類	オレンジ、りんごなど	・保管及び配送に冷蔵を要しないもののみの取扱いでも可 ・主に拘置所で「取扱物品リスト」に選定される可能性がある
氷物	アイスクリーム、アイスマイルク、ラクトアイス、氷菓など	・主に拘置所で「取扱物品リスト」に選定される可能性がある

※上記のほか、これまで取扱い例のない物品を含め広く事業者の提案を認める。

(6) 差入品については、矯正施設ごとに選定した「取扱物品リスト」の物品を取り扱い、各矯正施設の長と協議の上で書籍等を販売しても差し支えない。

(7) 事業者が取り扱う物品について、以下の点に留意すること。

ア 業務履行期間中に全国統一取扱物品等の仕様、価格等を改定するときは、微細な外装の変更など軽微な改定の場合を除き、あらかじめ矯正局の承諾を得ること。

なお、法令の改廃、施策の変更、被収容者による物品の不正使用による事件・事故の発生など、特段の事情があるときは、矯正局から取り扱う物品の追加や仕様変更など、対応を依頼することがあるので、事業者は速やかに対応すること。

イ 物品の品質については、社会一般で販売されている物品と同程度とすること。

ウ 物品の価格については、可能な限り低廉となるよう努め、同一品又は類似品の市場価格から大きくかい離した金額としないこと。

エ 衣類のようにサイズの種類が複数ある物品については、社会一般で販売されているのと同程度にサイズの種類をそろえること。

オ 物品の仕様（色、形状、サイズ、内容量、品質等）及び価格については、可能な限り、全国の矯正施設において統一した上で、業務期間中、継続的に提供すること。

カ 衣類のようにサイズの種類が複数ある物品については、一部のサイズが欠品となった場合、仕様及び価格が実質的にほぼ同じであれば、同一メーカーの他の物品や、他のメーカーの物品のうち当該サイズと同一のものを提供することとして差し支えない。

キ 事業者は、天災や社会情勢の変化など本事業に直接関係しない外的要因により、特定の物品が全国的に在庫不足となった場合、各矯正施設への優先的な納品などに対応する必要はないが、欠品が生じる見込みについて判明次第速やかに、矯正局に報告すること。

7 業務履行上の留意点

(1) 全業務共通事項について

ア 事業者は、利用者のニーズに合った物品の販売及びサービスの提供を行うこと。

イ 事業者は、本事業の実施に当たって各矯正施設の長、差入人等からの連絡を受け付けるための対応窓口を設置すること。

ウ 物品納入等に当たっては、原則として矯正施設の職員が立ち会うので、事業者は、納入の日時、方法等について各矯正施設の長とあらかじめ協議すること。

エ 事業者は、納入物品の故障、瑕疵等について、各矯正施設の長から連絡を受けた場合は速やかに対応すること。

オ 事業者は、納入物品に関する苦情又は問合せについて、真摯に対応すること。

原則として、矯正局及び各矯正施設の長は、納入物品に関する苦情又は問合せに係る処理方法等については関与しないが、事業者は、納入物品に係る苦情又は問合せがあった場合、矯正局及び各矯正施設の長に対し、対応前に、苦情又は問合せの概要、予定している対応策等について報告するとともに、対応後には対応結果について報告すること。

カ 原則として、事業者が本事業を実施する上で被収容者と直接対面して対応することはない。

キ 本仕様書に特段の定めのある場合を除き、送料、各種手数料等の本業務の履行に係る諸経費は事業者の負担とする。

ク 事業者は、職員又は差入れ人の用に供するためにウェブサイトの作成又は端末等の配備等を行った場合、必要に応じて操作マニュアル等を整備し、適時に更新すること。

(2) 自弁物品等の販売業務について

本業務の実施に当たっては、原則として以下の手順で実施すること（一般の小売店等や電子商取引における販売方法とは異なる点があるので留意すること。）。

また、本業務で想定される業務実施手順は別紙5「業務フロー図」のとおりであるので参考にされたい。

ア 自弁物品の販売業務

- (ア) 自弁物品（嗜好品を除く。）については、各矯正施設の長が、6（4）に基づき作成した取扱物品リスト（又はこれに基づいて作成した一覧表等）を工場、居室棟、寮等の適宜の場所に掲示するなどの方法により、あらかじめ被収容者に周知する。

また、嗜好品については、事業者において概ね6月程度の一定期間、金額の変動が少なく安定的に供給可能な物品を複数選定し、各刑事施設の長に対し、各物品のメーカー名、品名、外観、原材料名（食物アレルギー表示を含む）、価格等を一覧にして提示すること。

なお、事業者は、提示に当たって、嗜好品のばら売りでの価格を表示して販売することとし、小分けに包装している物品をダース単位などでまとめたケース（箱）での価格表示及び販売を行わない。

- (イ) 各矯正施設の長は、被収容者から物品購入の希望が示されたときは、関係法令等に照らし当該被収容者に物品を購入させることが相当であることを確認した後、購入希望を取りまとめ、事業者には物品の調達依頼を行う。このとき、事業者は、矯正施設向け購入用ウェブサイトを設置するなど、各矯正施設における事務負担の軽減及び誤発注の防止に資する合理的な発注方法を提案すること。

なお、各矯正施設の長が、工場、居室棟、寮等、一定のまとまりごとに調達依頼を行った場合には、事業者は、各矯正施設の長が、物品の数量確認及び外観検査を容易に行えるよう、当該まとまりを示すラベルを納品ケースに貼付するなど、対応を行うこと。

- (ウ) 事業者は、各矯正施設の長からの依頼を受けて物品を調達し又は事前に物品を調達・保管した後、数量を確認し、検品し、梱包した上で、各矯正施設の長が指定した場所に納品する。

- (エ) 各矯正施設の長は、納品された物品の数量の確認及び外観の検査を行った後、被収容者に物品を配布するとともに、事業者が発行する請求書に基づき、事業者に対し、納入された物品の代金に相当する金額を銀行振込により支払い、同支払いに係る領収書を受領する。

イ 書籍等の販売業務

- (ア) 各矯正施設の長は、被収容者から書籍等の購入申込みがあったときは、これを取りまとめ、事業者には書籍等の調達を依頼する。このとき、事業者は、購入用ウェブサイトを設置するなど、各矯正施設における事務負担の軽減及び誤発注の防止に資する合理的な発注方法を提案すること。

- (イ) 事業者は、各矯正施設の長からの依頼を受けて書籍等を調達した後、

数量を確認し、検品し、梱包した上で、各矯正施設に納品する。

- (ウ) 各矯正施設の長は、納入された書籍等について、数量の確認及び外観の検査を行い、さらに内容の検査を行った上で閲覧を許すものについては、被収容者に配布するとともに、事業者に対し、納入された書籍等の代金に相当する金額を銀行振込により支払い、同支払いに係る領収書を受領する。

なお、閲覧を許さないとされた書籍等については、そのことをもって直ちに事業者へ返品されることはない。

(3) 差入品の販売業務について

ア 差入品の販売業務の手順等

当該業務の実施に当たっては、原則として以下の手順で実施すること。

また、本業務で想定される業務実施手順は、別紙5「業務フロー図」のとおりであるので参考にされたい。

- (ア) 各矯正施設の長は、6(4)に基づき作成された取扱物品リスト（又はこれに基づいて作成した差入品の一覧表）を面会待合室等適宜の場所に掲示する又は購入用ウェブサイト等に掲載するなどの方法により、あらかじめ差入人に対し、事業者から購入して差し入れることのできる物品を周知する。
- (イ) 事業者は、差入人から被収容者に交付しようとする物品の購入申込みを受けて物品を調達し又は事前に物品を調達・保管した後、数量を確認し、検品し、梱包した上で、差入人が指定する各矯正施設に納品する。
- (ウ) 各矯正施設の長は、数量の確認及び外観の検査を実施し、関係法令等に照らし当該差入人が購入した物品を被収容者に差入れすることが相当であることを確認した後、被収容者に差し入れられた物品を引き渡す。
- #### イ 差入品の販売業務における留意点
- (ア) 事業者は、差入人が容易に購入・決済できる合理的な方法（例えば、差入人向けウェブサイトの作成又は差入人注文用専用端末の配備等）での差入れ手続を提案すること。
- (イ) 差入人からの代金受領、釣銭の管理等について、各矯正施設の職員が代行することはないので、あらかじめ承知しておくこと。
- (ウ) 各矯正施設の長は、差入品について、関係法令に照らし差入人に引取りを求める場合がある。その場合、差入れの可否判断及び差入人に対する返送手続は、原則として、各矯正施設において実施するものとする。その場合、事業者は、同手続等に必要な情報を各矯正施設の長

に提供すること。

8 自弁物品等及び差入品の納入について

- (1) 事業者は、各矯正施設の長と、納入頻度、日時、場所等について、あらかじめ協議の上、決定しておくこと。

また、納入数量の多寡にかかわらず、決められた頻度及び日時に納入を行うこと。

なお、納入方法は、事業者が自ら納入する方法又は宅配便の利用等第三者に納入させる方法のいずれであっても差し支えない。

- (2) 別紙 1 及び 2 の矯正施設一覧表の各矯正施設に直接納入すること。

- (3) 矯正施設においては、関係法令に基づき、被収容者からの購入申込みを受け付けているので、同購入申込みを受けてから被収容者に物品を交付するまでの期間が著しく空くことのないように、最低でも以下の配送頻度を下回らないよう提案の上、具体的な頻度については各矯正施設の長と協議の上で決定すること。

ア 受刑者 おおむね月 1 ～ 2 回程度

イ 被告人 おおむね週 2 ～ 3 回程度

ウ 少年院在院者 おおむね月 1 ～ 2 回程度

エ 少年鑑別所在所者 おおむね週 2 ～ 3 回程度

- (4) 事業者は、提案に当たって、返品に関する条件として、発送又は納品の何日前までは発注取消しが可能であるか、発送又は納品後何日以内までに返送する必要があるか、返品不可の物品があるかななどを明示すること。具体的な返品に関する条件は、提案の範囲内で、矯正局と協議の上で決定する。

なお、例えば保釈等によって急きょ出所が決定した被収容者が購入した物品については、そのことをもって直ちに返品されることはない。

9 その他関連業務

- (1) 職員等に物品を販売する「庁舎売店」（無人で運営する売店等を含む）の運営、宅配便の取次ぎ、梱包資材の販売など、職員及び来庁者向けの物品の販売及びサービスの提供に関して、事業者が提供可能なものの提案を認める。ただし、庁舎売店等における酒類の販売は認めない（ビール、テイスト飲料等も同様とする。）。庁舎売店等におけるたばこ類の販売は認めるが、20 歳未満の者に販売することがないよう必要な措置を講じること。
- (2) 被収容者の改善更生及び再犯防止並びに犯罪被害者支援について、本事業の実施に当たって事業者が提供可能なものの提案を認める。

- (3) 必要に応じて、業務の履行に係る国有財産の使用許可を国有財産部局長（矯正施設の長）から得ること。その場合、使用許可された国有財産に関し、国有財産部局長が提示する使用料を支払うこと。
- (4) 使用を許可された国有財産を善良なる管理者の注意義務をもって使用することとし、国有財産部局長の承諾を得ずに隔壁等の工作物を設けないこと。
- (5) 本業務の履行に当たり、庁舎の改修等工事を実施する必要がある場合は、あらかじめ国有財産部局長の承諾を得ること。
また、事業者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、国有財産の使用許可期間の終了時に庁舎を原状回復すること。
- (6) 本業務の履行に係る諸経費（光熱水料等）は事業者の負担とする。

10 引継ぎ

(1) 業務履行期間前の引継ぎ

ア 事業者は、募集要項記 16 の規定に基づく矯正局からの通知を受領後速やかに、各矯正施設の長及び現事業者と次に掲げる事項について協議の上、現事業者から本事業の実施に必要な引継ぎを受けること。

(ア) 引継ぎ方法及びそのスケジュールについて

(イ) 引継ぎ期間中に発生する諸経費（管理費、光熱水料、国有財産使用料等）の分担について

(ウ) 現事業者の資産の活用について

イ 協議及び引継ぎに当たっては、各矯正施設の業務が滞ることのないよう留意すること。

ウ 協議及び引継ぎの結果等については、令和 8 年 3 月 31 日までに矯正局総務課調査係に報告すること。

(2) 業務履行期間後の引継ぎ

ア 事業者は、業務履行期間の終了に伴い事業者が変更となる場合は、次期事業者に対し必要な引継ぎを行うこととし、矯正局及び事業者は、本事業の引継ぎに必要な事項の詳細について、業務履行期間終了日の 1 年前から協議を開始すること。

イ 事業者は、上記アの協議において合意した事項に従い、次期事業者の決定後速やかに、各矯正施設の長及び次期事業者と、協議及び引継ぎを行うこと。

11 業務報告

事業者は、業務履行期間中おおむね月に 1 回程度、各業務の履行状況並び

に納入物品に関する苦情又は問合せの概要及び対応策について、口頭及び書面により矯正局に報告すること。

また、業務年度（毎年4月1日から始まる1年間をいう。）終了後30日以内に、当該業務年度における矯正施設ごとの具体的な実施業務、総売上げ、利益率、それぞれの品名の売上状況又は国有財産使用料など事業の安定的な運営がなされているか確認するために必要と思われる事項について、口頭及び書面により矯正局に報告すること。

報告のあった事項については原則として非公開とするが、行政機関としての説明責任を果たす観点から、事業者のノウハウに関する事項等以外について、矯正局において、その概要を対外的に説明することはあり得る。

なお、業務報告に係る費用は事業者の負担とするが、ウェブ会議システム等を通じたオンラインでの実施でも差し支えない。

12 その他

仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、矯正局及び各矯正施設の長と協議し定めること。

別紙１・２ 該当矯正施設一覧表

1 刑事施設

(令和６年４月１日現在)

ブ ロ ッ ク	No	施設名	〒	所 在 地	電話番号
札 幌 ブ ロ ッ ク	1	札幌刑務所	007-8601	北海道札幌市東区東苗穂２条１－５－１	011-781-2011
		札幌刑務支所	007-8603	北海道札幌市東区東苗穂２条１－５－２	011-784-5241
		札幌拘置支所	007-8602	北海道札幌市東区東苗穂２条１－１－１	011-781-2211
		小樽拘置支所（業務停止中）	047-0034	北海道小樽市緑１－９－２１	
	2	旭川刑務所	071-8153	北海道旭川市東鷹栖３線２０－６２０	0166-57-2511
		名寄拘置支所	096-0014	北海道名寄市西４条南９	01654-2-7030
	3	帯広刑務所	089-1192	北海道帯広市別府町南１３－３３	0155-48-7111
		釧路刑務支所	085-0833	北海道釧路市宮本２－２－５	0154-41-0221
	4	網走刑務所	093-0088	北海道網走市三眺	0152-43-3167
	5	月形刑務所	061-0595	北海道樺戸郡月形町１０１１	0126-53-3060
	6	函館少年刑務所	042-8639	北海道函館市金堀町６－１１	0138-51-0185
仙 台 ブ ロ ッ ク	7	青森刑務所	030-0111	青森県青森市大字荒川字藤戸８８	017-739-2101
		八戸拘置支所	031-0003	青森県八戸市吹上６－２－３７	0178-22-1952
	8	宮城刑務所	984-8523	宮城県仙台市若林区古城２－３－１	022-286-3111
		仙台拘置支所	984-0825	宮城県仙台市若林区古城２－２－１	022-286-3115
		石巻拘置支所	986-0874	宮城県石巻市双葉町３－４８	0225-22-2555
		古川拘置支所	989-6174	宮城県大崎市古川千手寺町２－２－２	0229-22-0472
	9	秋田刑務所	010-0948	秋田県秋田市川尻新川町１－１	018-862-6581
		横手拘置支所	013-0019	秋田県横手市二葉町６－２５	0182-32-2385
		大館拘置支所	017-0805	秋田県大館市字扇田道下３９－３	0186-42-0431
	10	山形刑務所	990-2162	山形県山形市あけぼの２－１－１	023-686-2111
		米沢拘置支所	992-0045	山形県米沢市中央６－１－４０	0238-23-0071
		酒田拘置支所	998-0062	山形県酒田市北新町２－３－３２	0234-22-0229
	11	福島刑務所	960-8254	福島県福島市南沢又字上原１	024-557-2222
		福島刑務支所	960-8536	福島県福島市南沢又字水門下６６	024-557-3111
		会津若松拘置支所	965-0873	福島県会津若松市追手町６－２８	0242-27-0301
		郡山拘置支所	963-8876	福島県郡山市麓山１－２－３	024-922-1349
		いわき拘置支所	970-8026	福島県いわき市平字八幡小路４１	0246-25-4546
		白河拘置支所	961-0074	福島県白河市郭内１７９	0248-23-2396
	12	盛岡少年刑務所	020-0102	岩手県盛岡市上田字松屋敷１１－１１	019-662-9221
		一関拘置支所	021-0877	岩手県一関市城内３－１	0191-23-2049
	13	水戸刑務所	312-0033	茨城県ひたちなか市市毛８４７	029-272-2424
		水戸拘置支所	310-0045	茨城県水戸市新原１－９－１	029-251-4014
		土浦拘置支所	300-0814	茨城県土浦市国分町５－１	0298-21-0084
		下妻拘置支所	304-0066	茨城県下妻市下妻甲の６	0296-44-2015
	14	栃木刑務所	328-8550	栃木県栃木市惣社町２４８４	0282-27-1885
	15	喜連川社会復帰促進センター	329-1493	栃木県さくら市喜連川５５４７	028-686-3111
		宇都宮拘置支所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡１－１－９	028-622-2657
		大田原拘置支所	324-0047	栃木県大田原市美原１－１７－３７	0287-22-2359
	16	前橋刑務所	371-0805	群馬県前橋市南町１－２３－７	027-221-4247
		足利拘置支所	326-0044	栃木県足利市助戸３－５１１－１	0284-41-3919
		高崎拘置支所	370-0829	群馬県高崎市高松町２６－５	027-322-5617
		太田拘置支所	373-0851	群馬県太田市飯田町６２５	0276-49-4397
	17	千葉刑務所	264-8585	千葉県千葉市若葉区貝塚町１９２	043-231-1191
		木更津拘置支所	292-0832	千葉県木更津市新田２－５－１	0438-22-0261
		八日市場拘置支所	289-2144	千葉県匝瑳市八日市場イ５１３	0479-72-0269

1 刑事施設

(令和6年4月1日現在)

ブ ロ ッ ク	No	施設名	〒	所 在 地	電話番号
東 京 ブ ロ ッ ク	18	市原刑務所	290-0204	千葉県市原市磯ケ谷 1 1 - 1	0436-36-2351
	19	東日本成人矯正医療センター	196-8560	東京都昭島市もくせいの杜 2 - 1 - 9	042-500-5271
	20	府中刑務所	183-8523	東京都府中市晴見町 4 - 1 0	042-362-3101
	21	横浜刑務所	233-8501	神奈川県横浜市長瀬 4 - 2 - 2	045-842-0161
		横須賀刑務支所	239-0826	神奈川県横須賀市長瀬 3 - 1 2 - 3	046-842-4977
		横浜拘置支所	233-8502	神奈川県横浜市長瀬 4 - 2 - 3	045-842-1117
		小田原拘置支所	250-0001	神奈川県小田原市扇町 1 - 8 - 1 3	0465-34-2009
		相模原拘置支所	252-0236	神奈川県相模原市中央区富士見 6 - 1 0 - 5	042-776-9135
	22	新潟刑務所	950-8721	新潟県新潟市江南区山二ツ 3 8 1 - 4	025-286-8221
		長岡拘置支所	940-1151	新潟県長岡市三和 3 - 9 - 1	0258-32-1262
		上越拘置支所	943-0834	新潟県上越市西城町 2 - 9 - 2 0	025-523-2257
		佐渡拘置支所	952-1324	新潟県佐渡市中原 3 4 1	0259-52-4008
	23	甲府刑務所	400-0056	山梨県甲府市堀之内町 5 0 0	055-241-8311
	24	長野刑務所	382-8633	長野県須坂市馬場町 1 2 0 0	026-245-0900
		上田拘置支所	386-0023	長野県上田市中央西 2 - 3 - 1 5	0268-22-0491
	25	静岡刑務所	420-0801	静岡県静岡市葵区東千代田 3 - 1 - 1	054-261-0117
		浜松拘置支所	432-8023	静岡県浜松市中区鴨江 3 - 3 3 - 1	053-452-4740
		沼津拘置支所（業務停止中）	410-0832	静岡県沼津市御幸町 2 2 - 1	055-931-0178
	26	川越少年刑務所	350-1162	埼玉県川越市南大塚 6 - 4 0 - 1	049-242-0222
		さいたま拘置支所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 1 6 - 5 8	048-861-9146
		熊谷拘置支所	360-0014	埼玉県熊谷市箱田 1 - 1 6 - 1	048-527-5252
	27	市原青年矯正センター	290-0204	千葉県市原市磯ケ谷 1 5 7 - 1	0436-36-1581
	28	松本少年刑務所	390-0871	長野県松本市桐 3 - 9 - 4	0263-32-3091
		飯田拘置支所	395-0053	長野県飯田市大久保町 2 6 3 7	0265-22-0009
		上諏訪拘置支所	392-0027	長野県諏訪市湖岸通り 5 - 1 7 - 1 4	0266-52-0186
	29	東京拘置所	124-8565	東京都葛飾区小菅 1 - 3 5 - 1	03-3690-6681
		松戸拘置支所	271-0076	千葉県松戸市岩瀬 4 4 0	047-362-2409
	30	立川拘置所	190-8552	東京都立川市泉町 1 1 5 6 - 1 1	042-540-4191
名 古 屋 ブ ロ ッ ク	31	富山刑務所	939-8251	富山県富山市西荒屋 2 8 5 - 1	076-429-3741
	32	金沢刑務所	920-1182	石川県金沢市市田上町公 1	076-231-4291
		七尾拘置支所	926-0818	石川県七尾市馬出町ハ部 3 2	0767-52-1474
	33	福井刑務所	918-8101	福井県福井市一本木町 5 2	0776-36-3220
	34	岐阜刑務所	501-1183	岐阜県岐阜市則松 1 - 3 4 - 1	058-239-9821
		岐阜拘置支所	502-0851	岐阜県岐阜市鷺山 1 7 6 9 - 1 9	058-294-6771
		高山拘置支所	506-0009	岐阜県高山市花岡町 2 - 5 5 - 1 0	0577-32-0074
		御嵩拘置支所	505-0116	岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1 1 9 0 - 1	0574-67-0104
	35	笠松刑務所	501-6095	岐阜県羽島郡笠松町中川町 2 3	058-387-2175
	36	岡崎医療刑務所	444-0823	愛知県岡崎市上地 4 - 2 4 - 1 6	0564-51-9629
	37	名古屋刑務所	470-0208	愛知県みよし市ひばりヶ丘 1 - 1	0561-36-2251
		豊橋刑務支所	440-0801	愛知県豊橋市今橋町 1 5	0532-52-2567
		岡崎拘置支所	444-0823	愛知県岡崎市上地 4 - 2 4 - 1 6	0564-51-0232
	38	三重刑務所	514-0837	三重県津市修成町 1 6 - 1	059-228-2161
		四日市拘置支所	510-0803	三重県四日市市阿倉川町 2 - 5	059-331-2520
		伊勢拘置支所	516-0036	三重県伊勢市岡本 1 - 2 - 1 3	0596-27-2453
	39	名古屋拘置所	461-8586	愛知県名古屋市中区白壁 1 - 1	052-951-8586
		一宮拘置支所	491-0934	愛知県一宮市大和町荻安賀 1 4 6 9	0586-45-2130

1 刑事施設

(令和6年4月1日現在)

ブ ロ ッ ク	No	施設名	〒	所 在 地	電話番号
		半田拘置支所	475-0862	愛知県半田市住吉町5-1	0569-21-1247
大 阪 ブ ロ ッ ク	40	京都刑務所	607-8144	京都府京都市山科区東野井ノ上町2-0	075-581-2171
		滋賀拘置支所	520-8666	滋賀県大津市大平1-1-1	077-537-3271
		舞鶴拘置支所	624-0854	京都府舞鶴市宇田満寺1-2-6	0773-75-5420
	41	大阪刑務所	590-0014	大阪府堺市堺区田出井町6-1	072-238-8261
		堺拘置支所	590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町2-6-0	072-232-3865
		岸和田拘置支所	596-0047	大阪府岸和田市上野町東2-4-1	072-422-2429
		丸の内拘置支所	640-8128	和歌山県和歌山市広瀬中ノ丁2-1-1-0	073-422-4040
		田辺拘置支所	646-0033	和歌山県田辺市新屋敷町5	0739-22-0361
		新宮拘置支所	647-0043	和歌山県新宮市緑ヶ丘3-2-6-4	0735-22-2462
	42	西日本成人矯正医療センター	590-0014	大阪府堺市堺区田出井町8-8-0	072-228-0145
	43	神戸刑務所	674-0061	兵庫県明石市大久保町森田1-2-0	078-936-0911
		豊岡拘置支所	668-0042	兵庫県豊岡市京町1-2-9-0	0796-22-2219
	44	加古川刑務所	675-0061	兵庫県加古川市加古川町大野1-5-3-0	079-424-3441
	45	播磨社会復帰促進センター	675-1297	兵庫県加古川市八幡町宗佐5-4-4	079-430-5503
	46	和歌山刑務所	640-8507	和歌山県和歌山市加納3-8-3	073-471-2231
	47	姫路少年刑務所	670-0028	兵庫県姫路市岩端町4-3-8	079-296-1020
		姫路拘置支所	670-0947	兵庫県姫路市北条1-2-5-0	079-223-0076
	48	京都拘置所	612-8418	京都府京都市伏見区竹田向代町1-3-8	075-681-0501
		奈良拘置支所	630-8102	奈良県奈良市般若寺町1-8-4	0742-22-4961
		葛城拘置支所	635-0095	奈良県大和高田市大中1-1-6	0745-22-1051
	49	大阪拘置所	534-8585	大阪府大阪市都島区友濑町1-2-5	06-6921-0371
		尼崎拘置支所	660-0071	兵庫県尼崎市崇徳院1-5	06-6411-3558
	50	神戸拘置所	651-1124	兵庫県神戸市北区ひよどり北町2-1	078-743-3663
広 島 ブ ロ ッ ク	51	鳥取刑務所	680-1192	鳥取県鳥取市下味野7-1-9	0857-53-4191
	52	松江刑務所	690-8554	島根県松江市西川津町6-7	0852-23-2222
		米子拘置支所	683-0841	鳥取県米子市上後藤6-1-5-1	0859-29-2541
	53	岡山刑務所	701-2141	岡山県岡山市北区牟佐7-6-5	086-229-2531
		津山拘置支所	708-0006	岡山県津山市小田中6-1-1	0868-22-2306
	54	広島刑務所	730-8651	広島県広島市中区吉島町1-3-1-1-4	082-241-8601
		尾道刑務支所	722-0041	広島県尾道市防地町2-3-2	0848-37-2411
		呉拘置支所	737-0867	広島県呉市吉浦上城町6-1	0823-31-7576
		福山拘置支所	720-0825	広島県福山市沖野上町5-1-4-6	084-922-1363
		三次拘置支所	728-0021	広島県三次市三次町1-6-9-1	0824-65-6265
	55	山口刑務所	753-8525	山口県山口市松美町3-7-5	083-922-1450
		下関拘置支所	750-8555	山口県下関市春日町7-2-9	083-222-1360
		宇部拘置支所（業務停止中）	755-0033	山口県宇部市琴芝町2-2-4-0	0836-32-3456
		周南拘置支所	745-8625	山口県周南市岐山通1-5	0834-21-2774
	56	岩国刑務所	741-0061	山口県岩国市錦見6-1-1-2-9	0827-41-0136
	57	美祢社会復帰促進センター	750-0693	山口県美祢市豊田前町麻生下1-0	0837-57-5131
	58	広島拘置所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-6	082-228-4851
高 松 ブ ロ ッ ク	59	徳島刑務所	779-3133	徳島県徳島市入田町大久2-0-0-1	088-644-0111
	60	高松刑務所	760-0067	香川県高松市松福町2-1-6-6-3	087-821-6116
		丸亀拘置支所	763-0034	香川県丸亀市大手町3-4-3-0	0877-22-2807
	61	松山刑務所	791-0293	愛媛県東温市見奈良1-2-4-3-2	089-964-3355
		西条刑務支所	793-0001	愛媛県西条市玉津1-2	0897-55-3020

1 刑事施設

(令和6年4月1日現在)

ブ ロ ッ ク	No	施設名	〒	所 在 地	電話番号
ロ ッ ク		今治拘置支所	794-0052	愛媛県今治市宮下町1-1610-1	0898-25-4489
		宇和島拘置支所	798-0027	愛媛県宇和島市柿原甲170-1	0895-22-0072
		大洲拘置支所	795-0012	愛媛県大洲市大洲845-3	0893-24-4280
	62	高知刑務所	781-5101	高知県高知市布師田3604-1	088-866-5454
		中村拘置支所	787-0003	高知県四万十市中村丸の内22	0880-35-2278
福 岡 ブ ロ ッ ク	63	北九州医療刑務所	802-0837	福岡県北九州市小倉南区葉山町1-1-1	093-963-8131
	64	福岡刑務所	811-2126	福岡県糟屋郡宇美町障子岳南6-1-1	092-932-0395
		大牟田拘置支所	836-0052	福岡県大牟田市白金町69	0944-53-0548
		久留米拘置支所	830-0021	福岡県久留米市篠山町31	0942-32-2493
		飯塚拘置支所	820-0004	福岡県飯塚市新立岩6-7	0948-29-1938
		厳原拘置支所	817-0032	長崎県対馬市厳原町久田587-2	0920-52-1108
	65	麓刑務所	841-0084	佐賀県鳥栖市山浦町2635	0942-82-2121
	66	長崎刑務所	854-0053	長崎県諫早市小川町1650	0957-22-1330
		長崎拘置支所（業務停止中）	852-8042	長崎県長崎市白鳥町8-2	095-845-2178
		佐世保拘置支所	859-3225	長崎県佐世保市浦川内町1	0956-38-4211
		島原拘置支所	855-0036	長崎県島原市城内1-1204	0957-62-2379
		五島拘置支所	853-0001	長崎県五島市栄町1-8	0959-72-8021
	67	熊本刑務所	862-0970	熊本県熊本市中央区渡鹿7-12-1	096-364-3165
		八代拘置支所	866-0863	熊本県八代市西松江城町11-5	0965-43-0010
		天草拘置支所	863-0037	熊本県天草市諏訪町16-33	0969-22-2082
	68	大分刑務所	870-8588	大分県大分市畑中5-4-1	097-543-5177
		中津拘置支所	871-0050	大分県中津市二ノ丁1259 法務合同庁舎	0979-22-0138
	69	宮崎刑務所	880-2293	宮崎県宮崎市大字糸原4623	0985-41-1121
		都城拘置支所	885-0055	宮崎県都城市早鈴町3216-1	0986-21-2876
		延岡拘置支所	882-0816	宮崎県延岡市桜小路338-7	0982-33-3332
	70	鹿児島刑務所	899-6193	鹿児島県始良郡湧水町中津川1733	0995-75-2025
		鹿児島拘置支所	890-0023	鹿児島県鹿児島市永吉1-29-3	099-254-2151
		大島拘置支所	894-0033	鹿児島県奄美市名瀬矢之脇町21-1	0997-52-0198
	71	沖縄刑務所	901-1514	沖縄県南城市知念字具志堅330	098-948-1096
		八重山刑務支所	907-0002	沖縄県石垣市真栄里412	0980-82-2019
		那覇拘置支所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-14-2	098-832-4593
		宮古拘置支所	906-0012	沖縄県宮古島市平良字西里345-6	0980-72-3118
	72	佐賀少年刑務所	840-0856	佐賀県佐賀市新生町2-1	0952-24-3291
	73	福岡拘置所	814-8503	福岡県福岡市早良区百道2-16-10	092-821-0636
		小倉拘置支所	803-0816	福岡県北九州市小倉北区金田1-7-2	093-591-6671

2 少年院・少年鑑別所

(令和6年4月1日現在)

ブ ロ ッ ク	No	施設名	〒	所 在 地	電話番号
札 幌 ブ ロ ッ ク	1	北海少年院	066-0066	北海道千歳市大和4-746-10	0123-23-3147
		紫明女子学院	066-0066	北海道千歳市大和4-662-2	0123-22-5141
	2	札幌少年鑑別所	007-0802	北海道札幌市東区東苗穂2条1-1-25	011-784-7441
		函館少年鑑別支所	042-0944	北海道函館市金堀町6-15	0138-51-5652
		釧路少年鑑別支所	085-0834	北海道釧路市弥生1-5-22	0154-41-5808
	3	旭川少年鑑別所	078-8231	北海道旭川市豊岡1条1-3-24	0166-31-5468
仙 台 ブ ロ ッ ク	4	盛岡少年院	020-0121	岩手県盛岡市月が丘2-15-1	019-647-2107
	5	東北少年院	984-0825	宮城県仙台市若林区古城3-21-1	022-285-4270
		青葉女子学園	984-0825	宮城県仙台市若林区古城3-24-1	022-286-1551
	6	青森少年鑑別所	030-0853	青森県青森市金沢1-5-38	017-776-5118
	7	仙台少年鑑別所	984-0825	宮城県仙台市若林区古城3-27-17	022-286-2311
		盛岡少年鑑別支所	020-0121	岩手県盛岡市月が丘2-14-1	019-647-2206
		山形少年鑑別支所	990-0021	山形県山形市小白川町5-21-25	023-642-3444
	8	秋田少年鑑別所	010-0973	秋田県秋田市八橋本町6-3-5	018-862-3771
	9	福島少年鑑別所	960-8254	福島県福島市南沢又字原町越4-14	024-557-6561
東 京 ブ ロ ッ ク	10	茨城農芸学院	300-1288	茨城県牛久市久野町1722-1	029-875-1114
	11	水府学院	311-3104	茨城県東茨城郡茨城町駒渡1084-1	029-292-0054
	12	喜連川少年院	329-1412	栃木県さくら市喜連川3475-1	028-686-3020
	13	赤城少年院	371-0222	群馬県前橋市上大屋町60	027-283-2020
	14	榛名女子学園	370-3503	群馬県北群馬郡榛東村新井1027-1	0279-54-3232
	15	八街少年院	289-1123	千葉県八街市滝台1766	043-445-3787
	16	多摩少年院	193-0932	東京都八王子市緑町670	042-622-5219
	17	東日本少年矯正医療・教育センター	196-0035	東京都昭島市もくせいの杜2-1-3	042-500-5271
	18	愛光女子学園	201-0001	東京都狛江市西野川3-14-26	03-3480-2178
	19	久里浜少年院	239-0826	神奈川県横須賀市長瀬3-12-1	046-841-2585
	20	新潟少年学院	940-0828	新潟県長岡市御山町117-13	0258-35-0118
	21	有明高原寮	399-8301	長野県安曇野市穂高有明7299	0263-83-2204
	22	駿府学園	421-2118	静岡県静岡市葵区内牧118	054-296-1661
	23	水戸少年鑑別所	310-0045	茨城県水戸市新原1-15-15	029-251-3038
	24	宇都宮少年鑑別所	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町574-1	028-648-5062
	25	前橋少年鑑別所	371-0035	群馬県前橋市岩神町4-5-7	027-233-3183
	26	さいたま少年鑑別所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-36	048-864-5858
	27	千葉少年鑑別所	263-0016	千葉県千葉市稲毛区天台1-12-9	043-253-7741
	28	東京少年鑑別所	179-0084	東京都練馬区氷川台2-11-7	03-3931-1141

	29	東京西少年鑑別所	196-0035	東京都昭島市もくせいの杜 2-1-1	042-500-5271
	30	横浜少年鑑別所	233-0003	神奈川県横浜市港南区港南 4-2-1	045-841-2525
	31	新潟少年鑑別所	951-8133	新潟県新潟市中央区川岸町 1-53-2	025-266-2442
	32	甲府少年鑑別所	400-0055	山梨県甲府市大津町 2075-1	055-241-1881
	33	長野少年鑑別所	380-0803	長野県長野市三輪 5-46-14	026-232-6144
	34	静岡少年鑑別所	422-8021	静岡県静岡市駿河区小鹿 2-27-7	054-281-3208
名古屋ブロック	35	湖南学院	920-1146	石川県金沢市上中町 11-1	076-229-1077
	36	瀬戸少年院	489-0988	愛知県瀬戸市東山町 14	0561-82-3195
	37	愛知少年院	470-0343	愛知県豊田市浄水町原山 1	0565-45-0511
	38	豊ケ岡学園	470-1153	愛知県豊明市前後町三ツ谷 1293	0562-92-3106
	39	宮川医療少年院	519-0504	三重県伊勢市小俣町宮前 25	0596-22-4844
	40	金沢少年鑑別所	920-0942	石川県金沢市小立野 5-2-14	076-231-1603
	41	岐阜少年鑑別所	502-0851	岐阜県岐阜市鷺山 1769-20	058-231-5040
	42	名古屋少年鑑別所	464-8585	愛知県名古屋市中千種区北千種 1-6-6	052-721-8432
		富山少年鑑別支所	939-8263	富山県富山市才覚寺 162-2	076-429-4884
		福井少年鑑別支所	910-0001	福井県福井市大願寺 3-4-20	0776-25-5036
	43	津少年鑑別所	514-0043	三重県津市南新町 12-12	059-228-3556
大阪ブロック	44	京都医療少年院	611-0002	京都府宇治市木幡平尾 4	0774-31-8101
	45	浪速少年院	567-0071	大阪府茨木市郡山 1-10-17	072-643-5065
	46	交野女子学院	576-0053	大阪府交野市郡津 2-45-1	072-891-1132
	47	和泉学園	599-0231	大阪府阪南市貝掛 1096	072-476-5221
		泉南学寮	599-0231	大阪府阪南市貝掛 1096	072-476-5221
	48	加古川学園	675-1201	兵庫県加古川市八幡町宗佐 544	079-438-0353
		播磨学園	675-1201	兵庫県加古川市八幡町宗佐 544	079-438-0340
	49	奈良少年院	631-0811	奈良県奈良市秋篠町 1122	0742-45-4681
	50	大津少年鑑別所	520-0867	滋賀県大津市大平 1-1-2	077-537-1011
	51	京都少年鑑別所	606-8307	京都府京都市左京区吉田上阿達町 37	075-751-7111
	52	大阪少年鑑別所	590-0014	大阪府堺市堺区田出井町 8-30	072-233-3326
	53	神戸少年鑑別所	652-0015	兵庫県神戸市兵庫区下祇園町 40-7	078-351-0761
	54	奈良少年鑑別所	630-8102	奈良県奈良市般若寺町 18-4	0742-22-4829
	55	和歌山少年鑑別所	640-8127	和歌山県和歌山市元町奉行丁 2-1	073-425-5369
広島ブロック	56	岡山少年院	701-0206	岡山県岡山市南区箕島 2497	086-282-1128
	57	広島少年院	739-0151	広島県東広島市八本松町原 11174-31	082-429-0821
		貴船原少女苑	739-0151	広島県東広島市八本松町原 6088	082-429-3001
	58	松江少年鑑別所	690-0873	島根県松江市内中原町 195	0852-21-3154
	59	岡山少年鑑別所	701-0206	岡山県岡山市南区箕島 2512-2	086-281-1171
	60	広島少年鑑別所	730-0823	広島県広島市中区吉島西 3-15-8	082-244-3388
		鳥取少年鑑別支所	680-0007	鳥取県鳥取市湯所町 2-417	0857-23-4441
	61	山口少年鑑別所	753-0074	山口県山口市中央 4-7-5	083-922-6518

高松ブロック	62	丸亀少女の家	763-0054	香川県丸亀市中津町 2 8	0877-22-9226
	63	四国少年院	765-0004	香川県善通寺市善通寺町 2 0 2 0	0877-62-1251
	64	徳島少年鑑別所	770-0816	徳島県徳島市助任本町 5 - 4 0	088-652-5606
	65	高松少年鑑別所	760-0071	香川県高松市藤塚町 3 - 7 - 2 8	087-834-1770
	66	松山少年鑑別所	791-8069	愛媛県松山市吉野町 3 8 6 0	089-952-2841
	67	高知少年鑑別所	780-0065	高知県高知市塩田町 1 9 - 1 3	088-872-9283
福岡ブロック	68	筑紫少女苑	811-0204	福岡県福岡市東区大字奈多 1 3 0 2 - 1 0 5	092-607-5695
	69	福岡少年院	811-1346	福岡県福岡市南区老司 4 - 2 0 - 1	092-565-3331
	70	人吉農芸学院	868-0301	熊本県球磨郡錦町木上北 2 2 3 - 1	0966-38-3102
	71	中津少年学院	871-0152	大分県中津市加来 1 2 0 5	0979-32-2321
	72	大分少年院	879-7111	大分県豊後大野市三重町赤嶺 2 7 2 1	0974-22-0610
	73	沖縄少年院	901-0331	沖縄県糸満市字真栄平 1 3 0 0	098-997-5100
		沖縄女子学園	901-0331	沖縄県糸満市字真栄平 1 3 0 0	098-997-5103
	74	福岡少年鑑別所	815-0042	福岡県福岡市南区若久 6 - 7 5 - 2	092-541-7934
		小倉少年鑑別支所	802-0837	福岡県北九州市小倉南区葉山町 1 - 1 - 7	093-965-1112
	75	佐賀少年鑑別所	840-0856	佐賀県佐賀市新生町 1 - 1 0	0952-26-2281
	76	長崎少年鑑別所	852-8114	長崎県長崎市橋口町 4 - 3	095-846-5600
	77	熊本少年鑑別所	860-0082	熊本県熊本市西区池田 1 - 9 - 2 7	096-325-4131
	78	大分少年鑑別所	870-0016	大分県大分市新川町 1 - 5 - 2 8	097-534-7576
	79	宮崎少年鑑別所	880-0014	宮崎県宮崎市鶴島 2 - 1 6 - 5	0985-27-5566
	80	鹿児島少年鑑別所	890-0081	鹿児島県鹿児島市唐湊 3 - 3 - 5	099-254-3347
	81	那覇少年鑑別所	900-0036	沖縄県那覇市西 3 - 1 4 - 2 0	098-862-4606

別紙3 取扱いを必須としない物品

- 1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第41条第1項第2号に掲げる食料品及び飲料
- 2 被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令（平成19年法務省矯成訓第3339号大臣訓令）「別表6 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる室内装飾品（規則第15条第4項）」及び「別表8 受刑者以外の被収容者に自弁を許す室内装飾品（規則第16条第2項）」に掲げる物品のうち生花
- 3 同訓令「別表7 受刑者に自弁を許し、又は許すことができる日用品、文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品（規則第15条第5項）」参考事項に掲げる物品のうち眼鏡その他の補正器具（既製品を除く）、自己契約作業を行うのに必要な物品、印紙、印鑑、かつら、指名医の診療に係る自弁の医薬品等及び同表中に掲げる物品のうち点字用具
- 4 同訓令「別表10 子の養育に必要な物品（法第66条第3項及び第4項）」に掲げる物品
- 5 少年院法（平成26年法律第58号）第61条第2号に掲げる食料品及び飲料
- 6 同法第62条第1項第1号に掲げる眼鏡その他の補正器具（既製品を除く）並びに少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号）第38条各号に掲げる印紙及び印鑑並びにかつら
- 7 在院者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令（平成27年法務省矯少訓第16号大臣訓令）「別表7 在院者に自弁を許すことができる室内装飾品（規則第37条第4項）」に掲げる物品のうち生花及びぬいぐるみ
- 8 同訓令「別表9 在院者に自弁を許す子の養育に必要な物品（法第59条第4項）」に掲げる物品
- 9 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第42条第1項第2号に掲げる食料品及び飲料
- 10 同法第43条第1項第1号に掲げる眼鏡その他の補正器具（既製品を除く）並びに少年鑑別所法施行規則（平成27年法務省令第31号）第27条各号に掲げる印紙及び印鑑並びにかつら

- 11 在所者に係る物品の貸与等及び自弁並びに金品の取扱いに関する訓令（平成 27 年法務省矯少訓第 17 号大臣訓令）「別表 4 在院中在所者以外の在所者に自弁を許す室内装飾品（規則第 25 条第 2 項）」及び「別表 8 在院中在所者に自弁を許すことができる室内装飾品（規則第 26 条第 4 項）」に掲げる物品のうち生花
- 12 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和 24 年法律第 91 号）第 1 条に規定する郵便切手類

以上

別紙 4 現事業者が全国の矯正施設において共通して取り扱う物品

No.	区分	品名	摘要	仕様	男・女・共用	販売価格（税込） （円）
1	衣類	シャツ	ランニング	M～4L	男	902～1,628
2			半袖シャツA	M～4L		990～1,738
3			半袖シャツB	M～3L		990
4			長袖シャツA	M～4L		1,760～3,410
5			防寒長袖シャツA	M～3L		1,870～2,420
6			防寒長袖シャツB	M～4L		2,750～4,400
7			半袖シャツC	S～3L	女	1,100～1,320
8			半袖シャツD	S～3L		1,100～1,320
9			長袖シャツC	S～3L		1,320～1,540
10			長袖シャツD	S～3L		1,320～1,540
11			防寒長袖シャツD	M～2L		2,530
12		パンツ	トランクス	M～4L	男	979～1,089
13			ボクサータイプ	M～3L		990
14			ブリーフ	M～4L		880～1,650
15		パンティ（ショーツ）	パンティーA	S～3L	女	715～825
16			パンティーB	S～3L		715～825
17			パンティーC	M～3L		990～1,210
18			パンティーD	M～3L		1,100～1,320
19			ズロース	S～3L		935～1,100
20		生理帯	生理用ショーツ	M～2L	女	1,210
21		ズボン下	ズボン下	M～4L	男	1,760～3,410
22			防寒用ズボン下A	M～3L		1,870～2,420
23			防寒用ズボン下B	M～4L		2,750～4,400
24			ズボン下A	M～3L	女	1,540～1,760
25			ズボン下B	M～3L		1,540～1,760
26			防寒用ズボン下C	M～2L		2,530
27		スリッパ	タンクトップ	M～2L	女	1,045
28		ブラジャー	スポーツブラ	A75～C90	女	2,420
29			ノンワイヤーブラ	M～2L		1,760
30		靴下	薄手靴下	24～28 c m	男	550
31			靴下A	24～30 c m		440
32			厚手靴下A	24～30 c m		495
33			5本指靴下A	25～27 c m		440
34			靴下B	22～23 c m	女	385
35			厚手靴下B	22～24 c m		440
36			5本指靴下B	23～25 c m		440
37			タイツ	M～2L		1,650
38	寝具	敷布団・掛布団・枕	敷布団・掛布団・枕（3点セット）		共用	27,060
39		毛布	毛布		共用	5,184
40		タオルケット	タオルケット		共用	5,062
41		シーツ	シーツ		共用	5,500
42		掛布団カバー	掛布団カバー		共用	5,500
43		枕	枕		共用	3,055
44		枕カバー	枕カバー		共用	1,477
45	室内装飾品	花瓶	花瓶		共用	869
46		写真立て	写真立て		共用	605
47	日用品	タオル	タオル	白・黄・青・桃	共用	396
48			ナイロンタオル			282
49		バスタオル	バスタオル		共用	1,562
50		ハンカチ	ハンカチ		共用	200
51		化粧石けん	固形石けんA		共用	88
52			固形石けんB			162
53			固形石けんC			187
54			固形石けんD			550
55			ボディークリーム			352
56			洗顔フォーム			497
57		洗濯石けん	固形洗濯石けんA		共用	146
58			固形洗濯石けんB			614
59		石けん箱	石けん箱A		共用	231
60			石けん箱B			350
61		シャンプー	シャンプーA		共用	312
62			シャンプーB			352
63			シャンプーC			522
64			シャンプーD			660
65			リンスインシャンプー			398
66			トニックシャンプー			367
67		リンス	リンスA		共用	312
68			リンスB			352
69		くし	くし・ブラシA		共用	125
70			くし・ブラシB			968

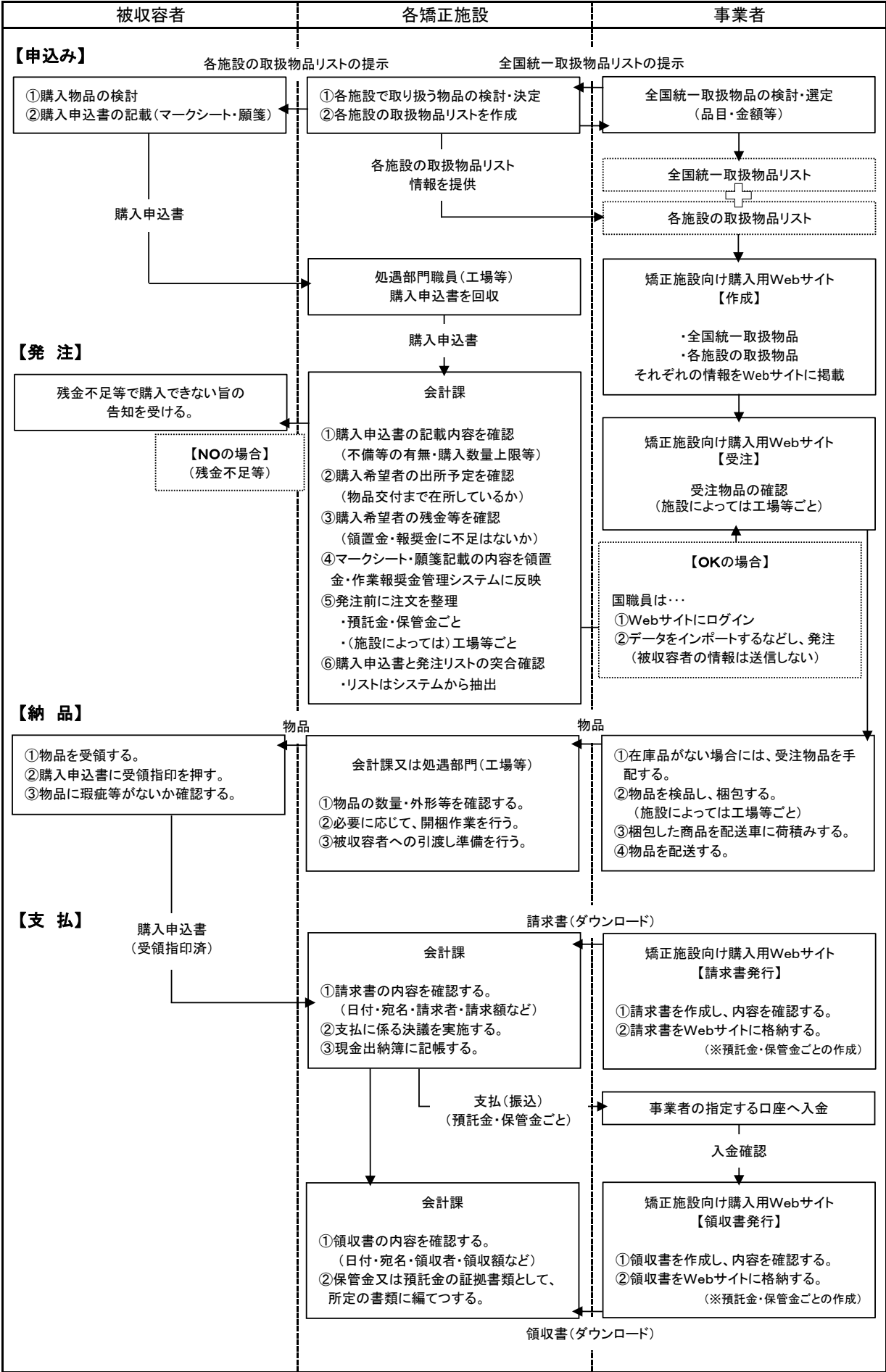
No.	区分	品名	摘要	仕様	男・女・共用	販売価格（税込） （円）
71	日用品	整髪料	整髪料A		共用	308
72			整髪料B			700
73		ヘアピン	ヘアピンA		女	297
74			ヘアピンB			297
75			ヘアネット			715
76			ヘアカーラー			418
77		髪止めゴム	髪止めゴム		女	110
78		電池式かみそり	電池式カミソリA		男	2,200
79			電池式カミソリB	本体・替刃など		165～5,096
80			カミソリ		女	2,200
81		電池	電池A	マンガン単3	共用	363
82			電池B	マンガン単4		319
83			電池C	アルカリ単3		334
84			電池D	アルカリ単4		334
85			電池E	コイン電池		363
86		シェービングクリーム	シェービングクリームA		男	405
87			シェービングクリームB			605
88		歯ブラシ	歯ブラシA	普通・やわらかめ・固め	共用	184
89			歯ブラシB			427
90			歯ブラシC			103
91			ミニブラシ			275
92			歯磨き粉A			206
93			歯磨き粉B			303
94			歯磨き粉C			746
95			歯ブラシケース			253
96		運動靴	ひも靴A	22.0～30.0cm	共用	5,154
97			ひも靴B	22.0～30.0cm		5,154
98			運動靴	22.0～29.0cm		2,750
99			マジックテープ靴A	24.5～28.0cm	男	5,760
100			マジックテープ靴B	29.0～30.0cm	男	5,390
101			マジックテープ靴C	22.0～25.0cm	女	4,840
102		靴ひも	靴ひも	110～120 c m	共用	275
103		ちり紙	ちり紙A		共用	327
104			ちり紙B			497
105			ちり紙C			622
106			ちり紙D			128
107			ちり紙E			315
108		耳かき	耳かき		共用	220
109		はし	はし	黒・濃茶	共用	176
110			はし容器		共用	550
111		食器容器	食器容器		共用	264～528
112		コップ	コップ		共用	154
113		つまようじ	つまようじ		共用	88
114		置き時計	置き時計		共用	2,420
115		置き鏡	置き鏡		共用	1,100
116		クリーム剤	保湿クリームA		共用	301
117			保湿クリームB			576
118			リップクリーム			327
119			日焼け止めクリーム		共用	902
120		パフ	パフ		共用	220
121			パフケース			165
122		汗止め用粉末	制汗剤A		共用	852
123			制汗剤B			583
124			制汗剤C			590
125			汗止め用粉末			598
126		化粧水類	化粧水		共用	990
127			乳液			990
128		生理用品	生理用品（昼用）A		女	285
129			生理用品（昼用）B			285
130			生理用品（夜用）A			308
131			生理用品（夜用）B			308
132			生理用品（夜用）C			520
133			生理用品			462
134		綿棒	綿棒		共用	275
135		サンダル	サンダルA	20～30 c m	共用	2,255
136			サンダルB	20～30 c m	男	2,200
137			サンダルC	20～30 c m	女	2,200
138		座布団	座布団A		共用	1,760
139			座布団B			3,432
140		ハンガー	ハンガー		共用	52
141		洋服カバー	洋服カバー		共用	715

No.	区分	品名	摘要	仕様	男・女・共用	販売価格（税込） （円）
142	日用品	手提げ袋	手提げ袋		共用	330
143		ふろしき	ふろしき		共用	4,820
144	文房具その他	便せん	便箋A		共用	275
145			便箋B			308
146			便箋C			202
147			便箋D			202
148			便箋E			495
149		封筒	封筒A		共用	13～132
150			封筒B			110
151			封筒C			13～132
152			封筒D			13～24
153			封筒E			341
154		エアメール	エアメール		共用	165～198
155		消しゴム	消しゴムA		共用	83
156			消しゴムB			110
157		色鉛筆	色鉛筆単品	赤・青	共用	132
158			色鉛筆セット	12色		1,584
159		シャープ ペンシル	シャープペンシル		共用	110～231
160			シャープペンシル替芯	H・HB・2B		220～253
161		ボールペン	ボールペンA	黒・赤・青	共用	110～165
162			ボールペンB	3色ボールペン		330
163			ボールペン替芯	黒・赤・青		61～110
164		サインペン	サインペン		共用	110
165		万年筆	万年筆		共用	550
166			万年筆カートリッジ			220
167		蛍光ペン	蛍光ペン単品	黄・桃・橙・緑・青	共用	88
168		各種ノート	B5ノートA		共用	209
169			B5ノートB			228
170			B5ノートC			341
171			B5ノートD			290
172		日記帳	日記帳		共用	2,365
173		紙等	色紙A		共用	109
174			色紙B			198
175		カーボン紙	カーボン紙A		共用	62
176			カーボン紙B			62
177		けい紙・その他の筆記用具	けい紙その他用紙A		共用	407
178			けい紙その他用紙B			440
179			けい紙その他用紙C			352
180			けい紙その他用紙D			319
181			けい紙その他用紙E			561
182			けい紙その他用紙F			495
183		下敷き	下敷きA	B5	共用	176
184			下敷きB	A4		286
185		定規	定規A	15cm	共用	226
186			定規B	30cm		264
187		筆入れ	筆入れ		共用	440
188		板目紙	板目紙		共用	35
189		とじひも	とじひも		共用	187
190		インデックス	インデックス	小・中・大	共用	149
191		付せん	付箋A		共用	334
192			付箋B			343
193		クリヤーホルダー	クリヤーホルダー		共用	69
194		ファイル	ファイル樹脂とじ具		共用	132
195		電池式計算機	電池式計算機A		共用	1,078
196			電池式計算機B			3,080
197			電池式計算機C			7,700
198		そろばん	そろばんA		共用	3,300
199			そろばんB			550
200		電子辞書	電子辞書		共用	5,866
201	書道・ペン習字用具	筆A	筆A		共用	440
202		筆B	筆B			1,100
203		筆C	筆C			880
204		筆D	筆D			880
205		筆E	筆E			1,100
206		筆巻き	筆巻き		共用	330
207		墨	墨		共用	660
208		墨汁	墨汁		共用	495
209		文鎮	文鎮		共用	550
210		硯	硯		共用	1,430
211		下敷き	下敷き		共用	275
212		書道用半紙A	書道用半紙A		共用	385

No.	区分	品名	摘要	仕様	男・女・共用	販売価格（税込） （円）
213	文房具その他		書道用半紙B		共用	121
214			書道用具ケース		共用	660
215			水差し		共用	132
216			作品入れ		共用	1,430
217			筆ペン	極細・中字	共用	550
218			筆ペンインクカートリッジ		共用	165
219			フェルトペン		共用	110
220			ディスクペン		共用	165
221			吸い取り紙		共用	495
222			写経用紙		共用	1,320
223		絵画用具	画材セット		共用	3,460
224			ポスターカラー	12色	共用	1,782
225			絵筆		共用	275～440
226			彩筆	小・中・大	共用	1,210～1,540
227			面想筆	小・中・大	共用	550～1,100
228			パレット		共用	418
229			筆洗い		共用	396
230			絵の具A	単色（12種）	共用	165
231			絵の具B	12色		1,562
232			色鉛筆セットA	12色	共用	924
233			色鉛筆セットB	24色		1,848
234			水性クレヨン	12色	共用	605
235			クレパス	12色	共用	660
236			画用紙A	四つ切	共用	193
237			画用紙B	八つ切		193
238			スケッチブック		共用	1,155
239		製図用具	テンプレート		共用	1,540
240			分度器		共用	220
241			各種定規A			220
242			各種定規B		共用	1,650
243			コンパス		共用	1,100
244		数珠	数珠A		男	3,300
245			数珠B		女	3,300
246		礼拝用マット	礼拝用マット		共用	5,170
247		礼拝用スカーフ	礼拝用スカーフ		女	6,050
248	装着物品	手袋	軍手			83～87
249			ゴム手袋	M～L	共用	187
250		耳袋	耳袋		共用	1,790
251		マスク	マスクA	50枚入		295
252			マスクB	50枚入	共用	770
253		尿取りパッド	尿とり用品A			421
254			尿とり用品B		女	877
255		耳栓	耳栓		共用	605
256		使い捨てカイロ	使い捨てカイロ		共用	484
257	娯楽的活動物	CDプレーヤー	CDプレーヤー		共用	6,157
258			イヤホン			1,027
259		CDケース	CDケース		共用	2,101
260		パズル	パズル		共用	2,640
261	その他	眼鏡	コンタクト洗浄液A	ソフト用		1,235
262			コンタクト洗浄液B	ソフト用		1,070
263			コンタクト洗浄液C	ハード用		1,430
264			眼鏡ケース		共用	231
265			老眼鏡	弱中強	共用	2,116
266			眼鏡拭き		共用	578
267		洗浄剤	入れ菌用洗浄剤A			1,071
268			入れ菌用洗浄剤B	部分入れ菌用		1,071
269			入れ菌用洗浄剤C	部分入れ菌用		671
270			入れ菌用洗浄剤D		共用	594
271			入れ菌用安定剤A			948
272			入れ菌用安定剤B	無添加		1,606
273			入れ菌用保管用品			425
274		印鑑	印鑑A	既製品	共用	671
275			印鑑B	特注品		1,760

※本事業のための特注は求めないが、被収容者による矯正施設内での使用を前提に、矯正局と事業者との協議の上で、それぞれの物品の仕様を決定する。
例えば、シャンプーについては、内部に金属製のばねが使われているポンプ式容器入りではなく、キャップ式容器入りのものが望ましく、シェービングクリーム、
制汗剤などの衛生用品については、可能な限り原材料の主成分としてアルコールを含まないものが望ましい。

1 自弁物品の販売(例)



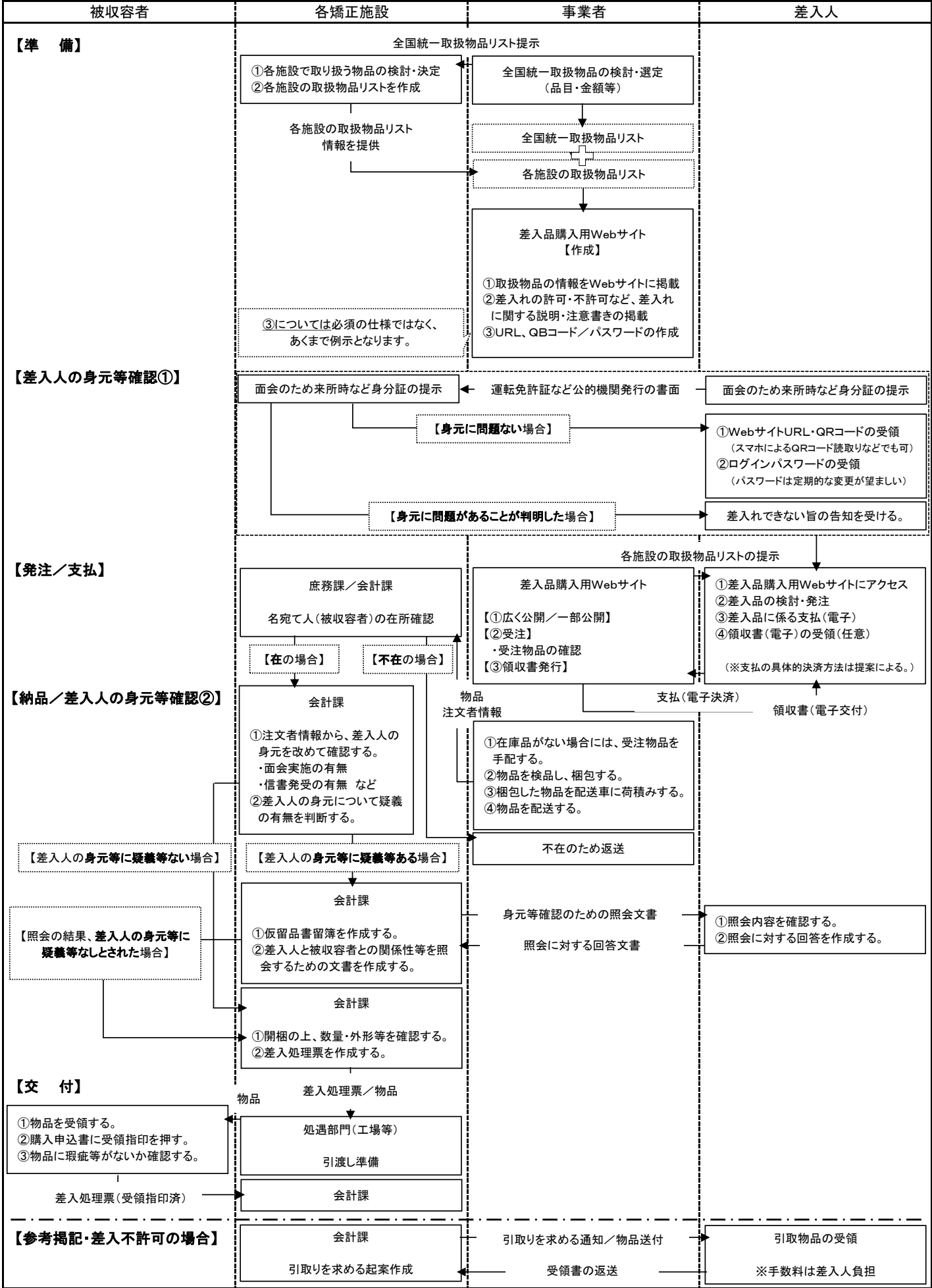
※あくまで一般的な処理手順を掲載したものであり、施設によって若干の差異はあります。

2 書籍及び雑誌の販売(例)



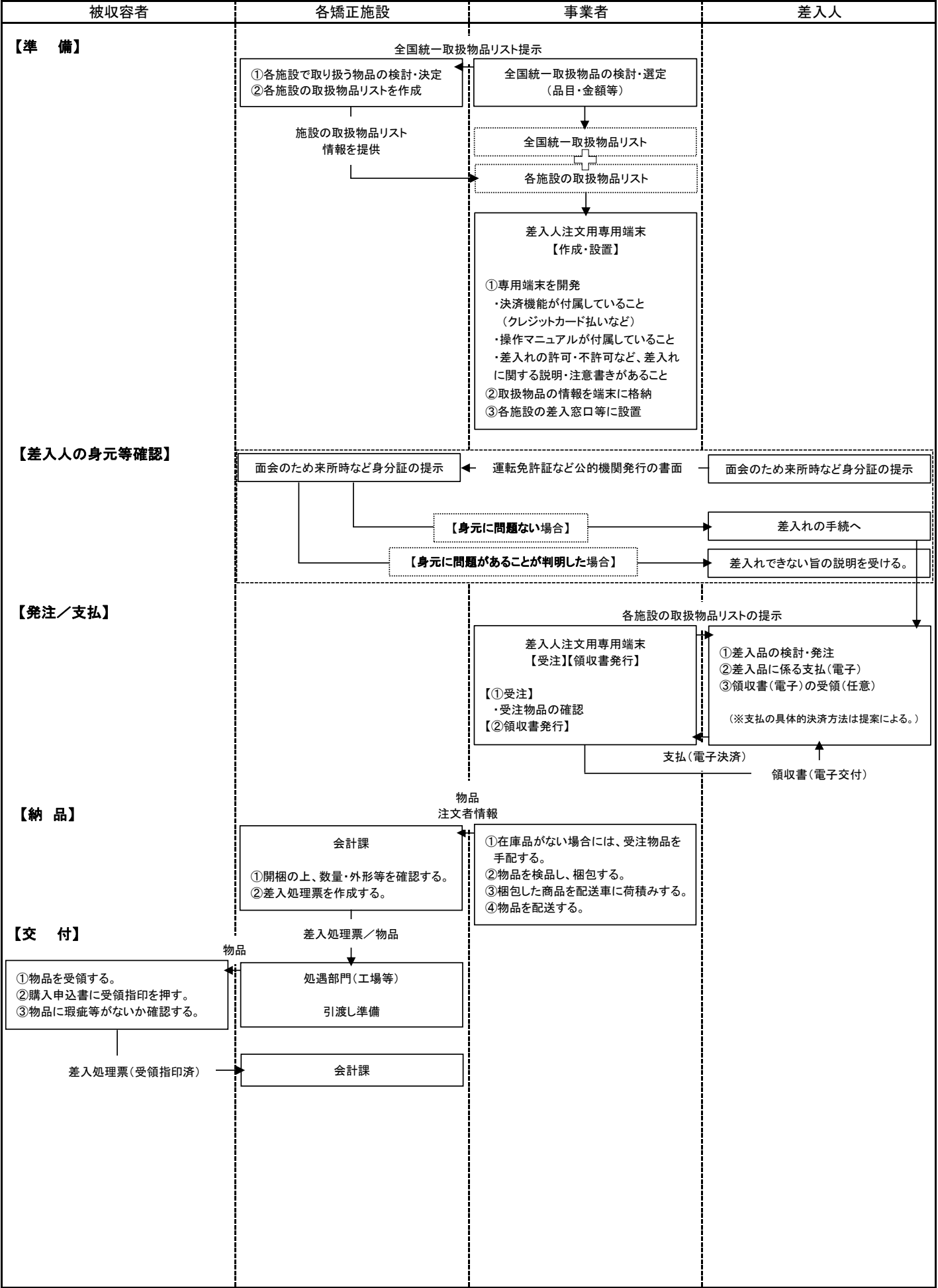
※あくまで一般的な処理手順を掲載したものであり、施設によって若干の差異はあります。

3 差入品の販売(例1・差入品購入用Webサイト構築の例)



※あくまで一般的な処理手順を掲載したものであり、施設によって若干の差異があります。

3 差入品の販売(例2・差入人注文用専用端末作成の例)



※あくまで一般的な処理手順を掲載したものであり、施設によって若干の差異はあります。

参考

現事業者による本事業運営状況

1 矯正施設における売上げ上位商品の推移

	順位（括弧内は下段の順位）										比率 （％）
	1位（11位）	2位（12位）	3位（13位）	4位（14位）	5位（15位）	6位（16位）	7位（17位）	8位（18位）	9位（19位）	10位（20位）	
令和3年度	ちり紙D	固形石鹸A	固形石鹸B	歯ブラシA	ちり紙E	使い捨てカイロ	綿棒	歯磨き粉A	保湿クリームA	便せんA	50.9
	ボールペン替芯A	ちり紙B	封筒A	便せんD	消しゴムA	歯磨き粉B	シャンプーA	固形石鹸C	ちり紙C	封筒B	
令和4年度	ちり紙D	固形石鹸B	固形石鹸A	歯ブラシA	ちり紙E	歯磨き粉B	ボールペン替芯A	使い捨てカイロ	保湿クリームA	便せんA	49.6
	封筒A	便せんD	綿棒	ちり紙B	歯磨き粉A	消しゴムA	シャンプーA	電池C	固形石鹸C	ちり紙C	
令和5年度	ちり紙D	固形石鹸B	固形石鹸A	歯ブラシA	ちり紙E	歯磨き粉B	保湿クリームA	ボールペン替芯A	便せんA	封筒A	49.5
	便せんD	シャンプーA	ちり紙B	歯磨き粉A	消しゴムA	電池C	石鹸C	封筒B	綿棒	制汗剤C	

※ 比率については、「別紙4 現事業者が取り扱う物品」に記載する物品の仕入れ数に占める割合を表す。

2 矯正施設における売上げ額の推移

	売上げ（千円）	前年比	前年差（千円）	刑事施設 1日平均収容人員（人）
令和元年度	2,586,801	—	—	（令和元年）49,562
令和2年度	2,804,625	108.4%	217,824	（令和2年）47,332
令和3年度	2,532,849	90.3%	-271,776	（令和3年）45,680
令和4年度	2,579,565	101.8%	46,716	（令和4年）43,166
令和5年度	2,577,409	99.9%	-2,156	（令和5年）40,853

※ 売上げについては、全業務の売上げ合計を示す（自動販売機の設置等の一部の業務については、手数料収入等として売上げに含む。）。

※ この他、個別協定に基づき現事業者以外の事業者に自弁物品等の取扱いを実施させている施設がある。